

特集：先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究 その1

## 日本の少子化と家族政策：国際比較の視点から

阿藤 誠・赤地麻由子

本稿は出生率と家族政策に関する国際比較データに基づいて、日本の少子化と家族政策の特徴を明らかにし、有効な少子化対策のための示唆をひき出すことを目的とする。日本では70年代以来出生率の低下が続いているが、その中心的要因のひとつは、女性の社会進出による職業労働と子育ての両立困難の増大であり、伝統的な男女の役割観が持続していることが両立困難を増幅している。このような少子化状況は、80年代半ば以降出生率の反騰がみられた北欧諸国、フランス語圏諸国、英語圏諸国とは異なり、南欧諸国やドイツ語圏諸国と共通する。家族政策の点では、北欧諸国とフランスなどは「仕事と子育ての両立支援」と「子育ての経済支援」の両面で手厚いのに対し、ドイツ語圏諸国は「子育ての両立支援」が弱く、南欧諸国は両方とも弱い。英語圏諸国は家族政策の点では南欧諸国と同様であるが、民間保育の発達や男女の役割観の変化により、実質的に両立が容易な社会となっている。日本は北欧諸国型を目指しつつも両立支援はなお不十分であり、経済支援は特に弱いゆえ、家族政策の一段の強化が望まれる。

## I. はじめに

日本の出生率は70年代半ばに人口置換水準 (replacement level) を割り込んで以来、すでに30年間低下・低迷が続いている。とりわけ90年代に入って大きく低下し、2000年代に入り世界最低の南欧諸国に近づいている。このような低出生率現象 (以下、少子化現象と呼ぶ)<sup>1)</sup> に対しては、80年代終わり頃までは人口学者、一部の年金学者・年金担当行政官が関心をもつにとどまり、これが行政課題、政治課題になることはなかった。しかるに1990年6月、厚生省統計情報部が89年の合計特殊出生率 (TFR) が人口動態統計史上最低の1.57を記録したと発表したと同時に、低出生率への国民的関心が一挙に盛り上がり、「1.57ショック」がその年の国民的流行語にもなった。日本政府はこれを契機に低出生率への懸念を強め、政策的対応をとり始めた。その最初のものが90年の内閣内政審議室における「健やかに子どもを産み育てるための環境づくりに関する関係省庁連絡会議」の設置である。以来12年間日本政府は (今日) 「少子化対策」<sup>2)</sup> と呼ばれる低出生率関連施策を展開してきたが、出生率はそれ以後も低下を続けてきた。

1) 「少子化」という言葉は、日本政府が低出生率問題に取組むために作り出した行政用語であり、『平成4年版国民生活白書』にはじめて登場した (経済企画庁 1993)。ここでは「出生率の低下による子ども数の減少」と定義されているが、本稿では、戦後 (1950年代) の出生率低下 (歴史的には出生力転換の最終段階) と区別する意味で「人口置換水準以下への出生率低下による子ども数の減少」の意味で用いる。

2) 「少子化対策」は1999年に「少子化状況に対する政策的対応」の意味で行政用語として使われ始めた。

2002年1月、国立社会保障・人口問題研究所はミレニアム・センサス（2000年国勢調査）に基づく将来推計人口の改訂を行った（国立社会保障・人口問題研究所 2002a）。その推計では、今後50年間、TFRは現状（1.33）からほとんど回復しないと仮定（2050年で1.39）、平均寿命は大幅に伸びると仮定（男子で約3年伸びて81年に、女子で約5年伸びて89年になると仮定）したことにより、21世紀の日本社会が「超高齢・人口減少社会」（2050年に65歳以上人口割合は現在の18%から36%に上昇、50年間で総人口は20%減少）になることがますます確実になった。極端な少子化（lowest-low fertility）（Kohler et al. 2002）がもたらす超高齢・人口減少社会到来の見通しは社会保障制度、とりわけ年金制度の持続可能性についての懸念を強めており、それと呼応する形で「少子化対策」強化の声が強まっている。厚生省が2002年9月に発表した「少子化対策プラスワン」（厚生労働省 2002）は、従来の少子化対策を超えた新たなメニュー（プラスワン）を探ったものであるが、有効な少子化対策を求める政策努力は今後とも続けられるものと思われる。

本稿は厚生科学研究『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』（1999～2001年）プロジェクトの一部として実施された先進諸国全体の比較研究に基づくもので（小島 2002）、日本の出生率、その近接要因、社会経済変化、家族政策（日本の少子化対策はそのひとつ）の特徴を先進諸国間の比較から探り出し、有効な少子化対策のための政策的示唆を引き出すことを目的にした。

本プロジェクトは、1960年代以降の先進諸国の出生率の動向と背景、家族政策の効果について国際比較することを目指した。その際に、それらの動向の類似性、歴史的・文化的共通性などから、先進諸国を5つの地域・言語圏、すなわち、(1)北欧諸国、(2)ドイツ語圏諸国とオランダ、(3)フランス語圏諸国、(4)南欧諸国、(5)英語圏諸国に分けて研究班を構成した<sup>3)</sup>。本稿でもこの分類を踏襲し、日本をこれら5つの地域・言語圏グループと比較することとする。

## II. 出生率と近接要因の変化、その社会経済的背景

### 1. 出生率の動向

西欧諸国の多くは、1930年代から40年代に出生力転換、すなわち伝統的高出生率体制から近代的低出生率体制への転換を終えた。第2次大戦後に予想外に長期のベビーブームが続いた後、1960年代の半ば頃から西欧諸国の出生率は再び低下を始め、70年代にはおおむね人口置換水準以下に低下した。その後再び人口置換水準を回復した国はほとんどないが、今日の時点で先進諸国間の出生率の格差はかなり大きい。日本の場合は、1950年代末までに、西欧諸国をはるかに上回るスピードで出生力転換を達成した後、1970年代半ば頃まで

3) 地域・言語圏グループの分類にあたっては、家族政策の国際比較分析に関する先行研究なども参考にした（Gauthier 1996; Esping-Anderson 1990）。なお、このプロジェクトでは東欧圏諸国は除外した。東欧圏諸国はソ連邦崩壊以後西欧諸国と同様の少子化傾向が続いているが、体制崩壊以前と以後の断絶が大きいのと、人口データ以外のデータ、特に家族政策に関するデータの入手は難しく比較が困難であるためである。東欧圏諸国を含めた少子化動向の比較分析については（Lesthaeghe 2000）を参照のこと。

はほぼ人口置換水準に近い出生率が続いた。70年代半ばに再び出生率の低下が始まったものの、80年代半ばまでは1.7～1.8程度の TFR を維持し、先進国のなかでは比較的高水準を保っていた。しかるに、84年を境にして出生率は一段と低下を始め、2001年には TFR が1.33を記録するに至った。

1960年～2000年の先進諸国の出生率の趨勢を地域グループ別にみると、北欧諸国、フランス語圏諸国、英語圏諸国の出生率（TFR）は1980年代半ば以降に反騰し、今日では比較的高水準（2000年で1.6～2.1）を維持している（図1）。他方、ドイツ語圏の TFR は70年代に大幅に置換水準を下回った後、長期にわたって1.3～1.5の水準にとどまっている（オランダの TFR は例外的に1.7（2000年）まで上昇した）。また南欧諸国の TFR は他の地域グループよりもやや遅い1980年代に置換水準以下に落ち込んだが、その後低下を続け、2000年には1.2～1.5と地域グループ別にみると最低となった。

人口学者の間では周知のことであるが、合計特殊出生率（TFR）の変化は「クオンタム」要素（コーホート完結出生力水準の変化による効果部分）と「テンポ」要素（出産タイミングの変化による効果部分）の両者を含むゆえ、必ずしも長期的な出生率水準を表すわけではない（Bongaarts et al. 1998）。しかしながらヨーロッパ協議会（Council of Europe）のデータによれば、ドイツ語圏諸国や南欧諸国では1960年代の出生コーホートの完結出生力の推定値は明瞭に2.0を下回り始めている（Council of Europe 2001）。同様に、日本でも35歳時のコーホート累積出生率は若い世代になるほど低下を続けており<sup>4)</sup>、1960年前後の出生コーホート以降は完結出生力が2.0を下回って低下を続けるものと予想されている（国立社会保障・人口問題研究所 2002b）。

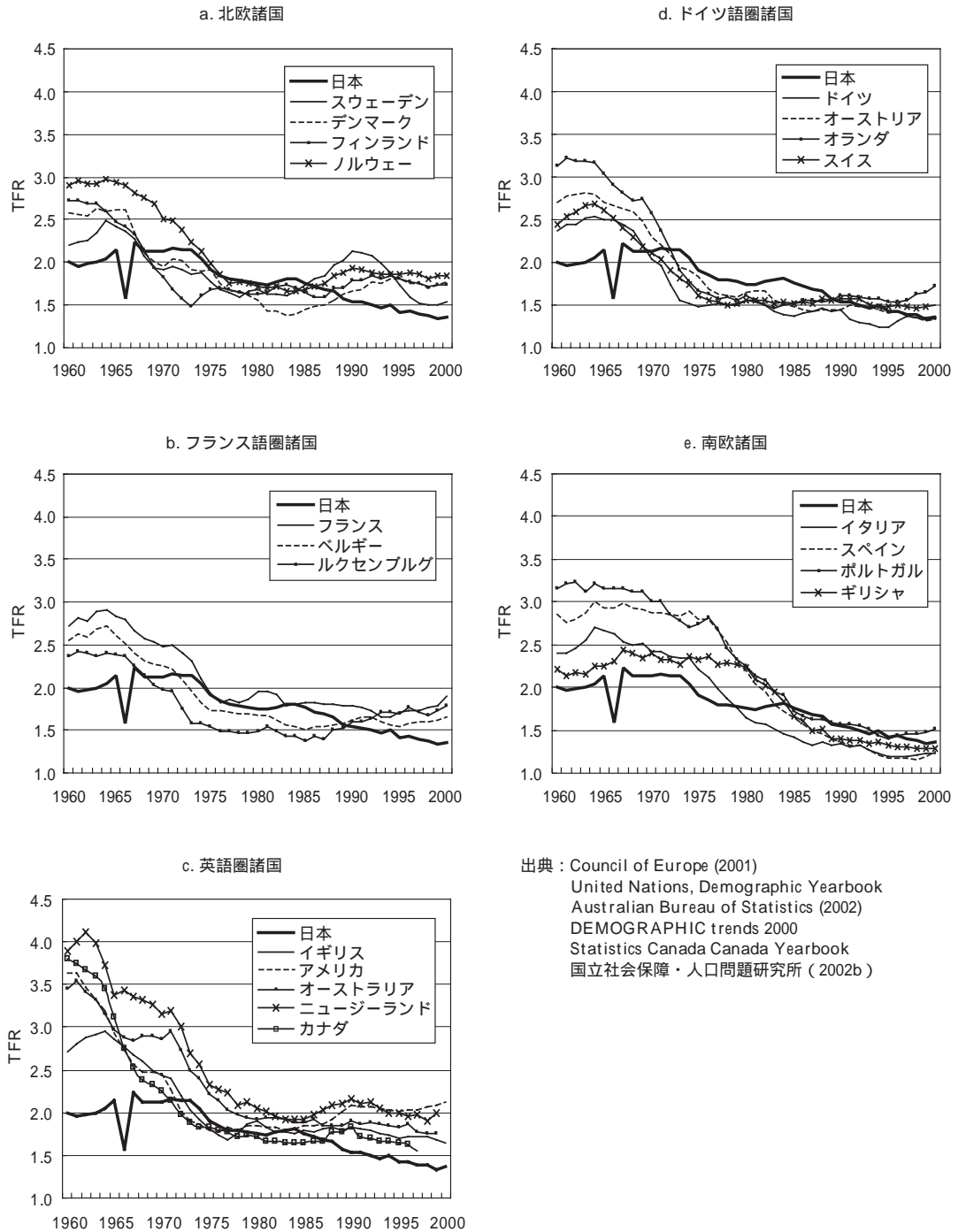
先進諸国の国際比較の視点からみると、1980年代の初頭以来の日本の TFR の趨勢はドイツ語圏諸国と南欧諸国にきわめて類似している。それゆえ、日本とこれらの諸国に共通する社会経済的、文化的、政策的条件を明らかにし、他方で、日本と北欧諸国、フランス語圏諸国、英語圏諸国との間で異なる条件をはっきりさせることができれば、日本における「少子化対策」のヒントをえることが可能になる。

## 2. 出生率の近接要因

日本を含む先進諸国における1970年頃からの出生率低下に共通する人口学的要因は高年齢への出産の先送り（postponement）である（Lesthaeghe et al. 2000）。1975～2000年の間に先進諸国の第1子平均出生年齢は2～4歳伸びた（図2）。日本の伸びは2.3歳と先進国中最低の伸びにとどまった。これは、ひとつには日本の第1子平均出生年齢は1960年代にすでに世界でも有数の高さであったこと、またひとつには日本では80年代、90年代に20歳代での出生率の低下を補う30歳代の女性での出生率の上昇（いわゆるキャッチ・アップ

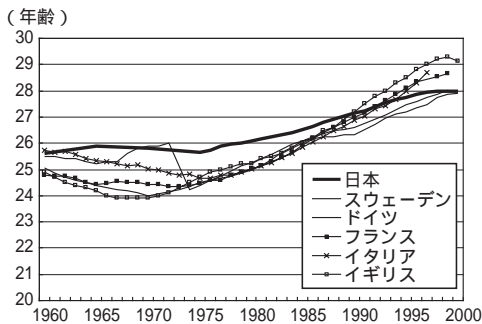
4) 45歳時におけるコーホート累積出生率（ほぼ完結出生力と同じ）は、1932年～55年出生コーホートでは、1.96～2.10で大きな変化がみられなかった。しかるに、35歳時のコーホート累積出生率は、1957年出生コーホートの1.88から60年出生コーホートの1.73を経て、65年出生コーホートの1.46まで一貫して、しかも大幅に低下を続けている（国立社会保障・人口問題研究所 2002b）。

図1 先進国の地域ブロック別合計特殊出生率：1960-2000年



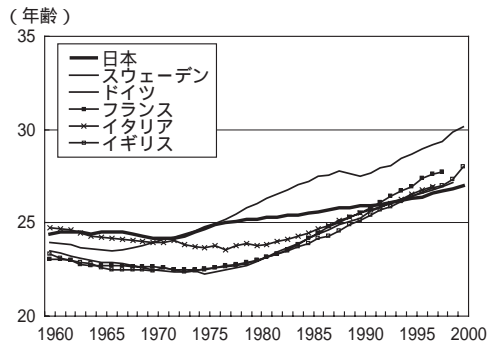
出典：Council of Europe (2001)  
 United Nations, Demographic Yearbook  
 Australian Bureau of Statistics (2002)  
 DEMOGRAPHIC trends 2000  
 Statistics Canada Canada Yearbook  
 国立社会保障・人口問題研究所 (2002b)

図2 主要国の第1子平均出生年齢  
：1960-2000年



出典：Council of Europe (2001)  
国立社会保障・人口問題研究所 (2002b)

図3 主要国の平均初婚年齢  
：1960-2000年



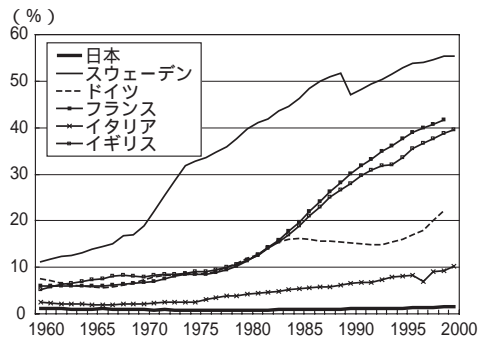
出典：Council of Europe (2001)  
Office for National Statistics (2002)  
国立社会保障・人口問題研究所 (2002b)

ブ現象) がきわめて限られたものであったことによる。それに対して、北欧諸国、フランス語圏諸国、英語圏諸国のように1980年代の中頃以降に出生率が増加した国々ではキャッチ・アップ現象が起り、そのことが第1子平均出生年齢の大幅上昇につながったものと考えられる。

先進諸国のほとんどに共通する出産の先送りは、同時期における結婚の先送り現象と関連している。先進諸国の平均初婚年齢は1975～2000年に2～5歳上昇した(図3)。しかしながら、晩婚化と晩産化が進行したのと同じ時期に、北欧諸国、フランス語圏諸国、英語圏諸国では同棲と婚外子の割合も著しく上昇した(図4)。特に北欧諸国では、一年間の出生数に占める婚外子の割合が、1960年～2000年に4～11%から39～55%へと上昇した。これらの国では、若者はまず同棲関係に入り、そこで最初の子どもをもち、しかる後に婚姻関係に入るという傾向が強まった。そのため、同棲が広がった国では初婚年齢と第1子出生年齢の関係が弱まり、前者が後者を上回る場合が珍しくなくなった<sup>5)</sup>。

ドイツ語圏諸国、南欧諸国、日本でも、同棲や婚外子の割合は増加傾向にあるが、ドイツ語圏諸国と南欧諸国の婚外子割合は他地域に比べて低く、2000年時点で前者は10～31%、

図4 主要国の全出生に対する婚外子割合  
：1960-2000年



出典：Council of Europe (2001)  
国立社会保障・人口問題研究所 (2002b)

5) 平均初婚年齢が第1子平均出生年齢を上回る国は2000年現在先進国中7ヶ国を数える (Council of Europe 2001)。

後者は4～22%である。日本の場合はドイツ語圏諸国や南欧諸国よりもさらにずっと低く、2000年でも2%以下にとどまる<sup>6)</sup>。

2000年の時点で見ると、先進国の間では婚外子割合と出生率が強い順相関の関係にある(図5)。このことは、同棲、婚外子カップルのような多様な家族形態を許容する社会ほど出生率が高くなることを示唆している。日本や南欧諸国における同棲や婚外子割合の低さは、主として、婚前同棲は望ましくない、婚姻カップルだけが子どもをもつべきであるという伝統的な家族規範が強固であることによるものと考えられる。

しかしながら少なくとも日本における同棲の少なさには専業主婦型家族のもつジェンダー役割規範も一部関係していると思われる。そもそも同棲が北欧諸国、フランス語圏諸国、英語圏諸国で広がったのは、若者が対等なパートナー関係を求めたからであるが、日本の場合には同棲関係にあっても家事の大部分を女性が担うことになりかねない。つまり同棲関係が婚姻関係に変わる新しいパートナー関係のモデルにならないことも同棲が広がらないひとつの理由ではないかと考えられる<sup>7)</sup>(Atoh 2001)。したがって、婚外子はもちろん同棲が、近い将来、伝統的家族規範・伝統的ジェンダー規範が強固な日本で大幅に増加することは考えにくい。

### 3. 出生力変動の社会経済的背景

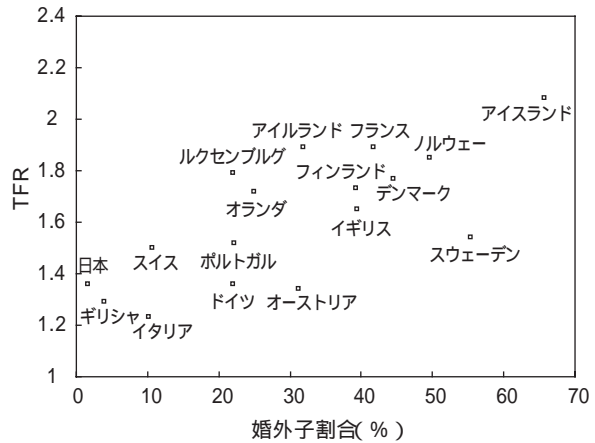
出生力の経済理論によれば、出生力の低下は、(1)子どもの効用・価値の減退、(2)出産・子育ての直接的費用の上昇、(3)出産・子育ての間接費用(機会費用)の上昇、(4)所得水準の低下によって説明される(Leibenstein 1957; Becker 1960)。

(1) 子どもの効用・価値の減退とは、親にとって子どもがもつ労働力価値・生活保障価値の減退を意味する。これは、すべての先進国が経験してきた長期の社会経済システムの転換、すなわち自営業(家族経営)が多く福祉政策が未発達な農業・農村中心社会ならびに初期産業社会から雇用者の比率が増し福祉政策が発達した産業・都市社会への転換と結びついている。

6) なお、最新の出生動向基本調査(1997年)によれば、20～29歳の未婚女性のうち調査時点で同棲中の者の割合は1.8%にとどまる(国立社会保障・人口問題研究所 1999)。

7) 同棲が広がらないもうひとつの理由としては、日本や南欧諸国では男性の避妊法が中心であり、同棲関係の女性が「望まない妊娠」のリスクにさらされやすいことが、同棲をためらわせているとも考えられる。また南欧諸国では、低コストの住居(例えば賃貸住宅)が少ないことも、同棲が乏しい理由として考えられる(西岡 2002)。

図5 婚外子割合と出生率の関係：2000年



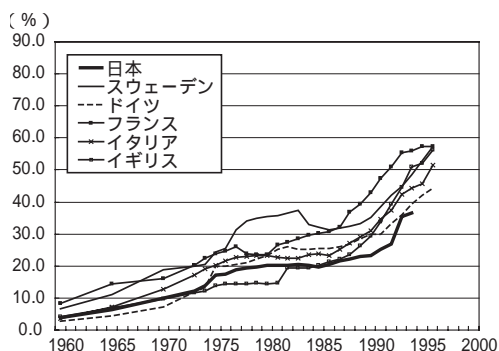
出典：Council of Europe (2001)

この議論は、日本を含む先進諸国において、人々が4人以上の子どもをもつ大家族を望まず、現実に1カップル平均2人程度しか子どもをもたない傾向が強まっていることを示す調査結果と符号する（国立社会保障・人口問題研究所 1998, 阿藤 1996）。しかしながら同じ調査が、一方で、大部分の人々が2人または3人の子どもを理想ないし希望の子ども数と答える傾向を確認している。後者の調査結果は、少なくとも、先進諸国においては親にとって子どもがもつ効用は失なわれたという考えとは一致しない。ただし、少なくとも日本についての調査結果からみる限り、今日では子どもの労働力価値・生活保障価値は大幅に弱まり、子どもの“消費財効用”が中心的位置を占めるようになってきていることは明らかである<sup>8)</sup>。

(2) 先進国の間では、子育ての直接的費用は（絶対的には勿論だが所得水準との関係で相対的にも）増大してきたのであろうか。もちろん長期的には産業化、都市化、教育水準の向上は子育て費用を含む一般的な生活費を上昇させたと考えられる。しかしながらヨーロッパ諸国では国立大学を含む公教育の費用の大部分を国・自治体が負担しているため、出生率低下を経験した1970年代以降に子育ての直接的費用が絶対的にも相対的にも大幅に上昇したとは考えにくい。

一方、日本の場合には、70年代以降（短大を含む）大学進学率が男女ともに上昇を続け、2000年では同一コーホートの49.4%（男子）と48.7%（女子）に達する（国立社会保障・人口問題研究所 2002b）。いくつかの調査によれば、子どもの教育費は日本の親が子ども数を制限する最大の理由となっている（厚生省人口問題研究所 1993, 阿藤 1996）。経済企画庁の推計によれば、1人の子どもの教育費は、小学校から大学まで公立で、しかもすべて親元から通学した場合でも、1998年で934万円、雇用者の平均年収の2.2倍となる（経済企画庁 1993）。かりに、大学だけは私立で、しかも親とは別世帯に住む場合には、1900万円、雇用者の平均年収の4.4倍に達する。しかも日本の大学進学は私学の比率が高く、しかも国立大学でも欧米に比べて自己負担の割合が大きい。したがって、日本については、大学進学率の上昇とともに子育ての直

図6 主要国における女性の高等教育在学率：1960-1996年



出典：UNESCO, Statistical Yearbook

8) 例えば毎日新聞社が戦後継続的に行ってきた調査によれば、「子どもが老父母の面倒をみることを、どう思いますか」という質問に対して、「よい習慣だと思う」と答える割合は一貫して減少を続けてきたが、1980年代に入ってから「子どもとして当たり前の義務だと思う」も大きく減り、替わって「老人のための施設や制度が不備だからやむを得ない」と答える割合が増えている（毎日新聞人口問題調査会 2000）。同じ毎日新聞社の調査によると、「子どもをもつことのよさは何だと思えますか」という質問に対しては「子どもがいると家庭が明るくなる」、「子どもを育てることは楽しい」、「子どもを育てることによって自分も成長できる」と答える割合が圧倒的である（阿藤 1996）。これら2つの調査結果は、親にとっての子どもの生活保障効用の低下と消費財効用の優位を示している。

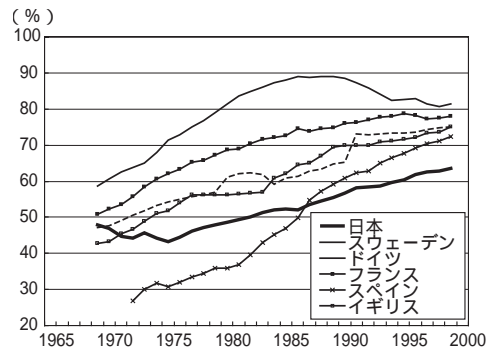
接的費用が上昇してきたとみることができる。うえ、少なくとも先進国間の比較の視点からみる限り、日本と他の先進国との子育ての直接的費用、とりわけ子どもの教育費の違いを考慮する必要がある<sup>9)</sup>。

(3) 子育ての間接費用または機会費用の上昇は女性の高学歴化と雇用労働市場への進出と結びついている。1960年～90年代半ばに、ほとんどの先進諸国では、(20～24歳の)女性の大学進学率が10%以下から40%以上へと上昇した(図6)。とくに80年代の上昇が目ざましかった。また1970年～2000年において、再生産年齢の女性の労働力率もすべての先進国において上昇した(図7)。地域グループ別に比較すると、北欧諸国、フランス語圏諸国、英語圏諸国はドイツ語圏諸国、南欧諸国に比べて大学進学率も労働力率も高い傾向がある。2つの指標でみて日本は先進国中最低である。

労働経済学の理論によれば、高学歴は高い賃金ポテンシャルにつながり、雇用機会の拡大と高所得をもたらす。したがって日本を含む先進諸国においては、女性の高学歴化と雇用拡大は女性の時間コストの上昇、すなわち子育ての機会費用の増大につながり、それが出生率の低下に大きく寄与したと解釈されてきた(八代 1998)。

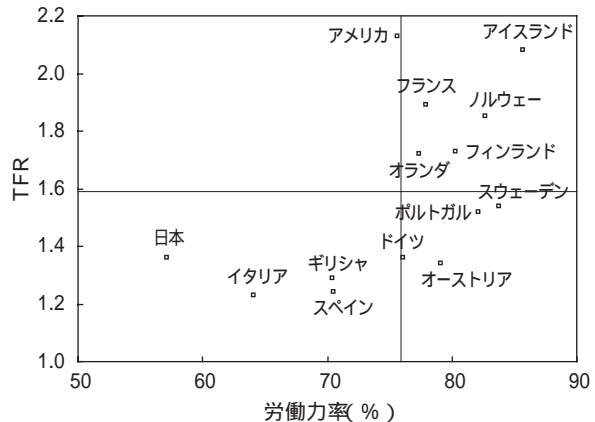
しかるに、2000年の時点で女性の労働力率と出生率の関係を国別の相関でみると、北欧諸国、フランス語圏諸国、英語圏諸国はともに高く、ドイツ語圏諸国は労働力率のみ高く、南欧諸国と日本は両方とも低い(図8)。このような経済学的に一見矛盾するような国別の相関関係は、前者の三つの地域グ

図7 主要国の女性(25-34歳)の労働力率: 1969-1999年



出典: OECD, Labour Force Statistics

図8 女性(30-34歳)の労働力率と出生率の関係



出典: Council of Europe (2001)  
U.S.DHHS (2002)  
ILO (2001)

9) 日本では少子化の背景として教育費と並んで住居費の高さが指摘されることが多い。確かに、居住のスペースと子どもの数の間には高い相関があるものの、マクロデータでみる限り日本の住宅事情は年々改善されてきており、住居費の上昇と少子化の進行を単純に結びつけるのは難しい(浅見・他 1997)。ただし、これも先進諸国間の比較の視点からは十分に考慮に値する要因であろう。南ヨーロッパ諸国(特にイタリア、スペイン)については、賃貸住宅の少なさが若者の実家からの独立を困難にさせ、それが少子化の一因となっている点が指摘されている(西岡 2002; Kohler et al 2002)。



グループでは女性の学歴と労働力率は確かに上昇したけれども、子育ての機会費用の上昇は「他の条件」の変化によって相殺され、結果的に「仕事と家庭（育児）の両立の難しさ」が減っていることを示唆する。それとは対照的に、後者の二つのグループと日本では、「他の条件」がむしろ子育ての機会費用の上昇に貢献し、それによって「仕事と家庭の両立」が困難になっているとみることができる。

それにしても、日本ではいかにして（相対的にみて）女性の低い労働力率と低い出生率が共存しているのだろうか。日本における出生率低下の主要な人口学的要因は再生産年齢の女性における未婚率の上昇であり、しかも高学歴女性ほど未婚率が高い（Atoh 1992）（対照的に、妻の学歴と子どもの数の間には弱い関係しかない（国立社会保障・人口問題研究所 1999））。就業女性のうち未婚の割合はきわめて高く、2000年で、25～29歳で78%、30～34歳で47%に達する。それは働く女性の約3人に2人は結婚時あるいは第1子出生時に仕事を止めてしまうからである（小川 1996）。結果的に労働市場に残る女性の平均子ども数は著しく少ないことになる。結婚または第1子出生で仕事を止めた女性は、今のところ、やがて平均で2人強の子どもをもつけれども、（未婚者を多く含む）就業継続者の平均子ども数あまりに低いために、全体の出生率が低くなるものと考えられる。

それでは「仕事と子育ての両立」を助けるか、逆に妨げる「他の条件」とは一体何であろうか。第1は企業・官庁の雇用のあり方（通勤時間、労働時間、勤務時間の柔軟性、子育て支援制度など）であろうが、比較可能なデータの入手は難しく、ここでは要因のひとつとして指摘するにとどめる。第2は両立を容易にするように企業の雇用条件を規制し、保育サービスの供給に影響を及ぼす政府の家族・労働政策であり、これについては次節で議論する。第3は伝統的なジェンダー役割関係である。夫による子育てを含む家事分担の度合と出生率の関係を国別の相関でみると、夫の家事参加度合が高い国ほど出生率が高い傾向がみられる（阿藤 2000b）。今日、超低出生率の日本とイタリアは、夫の家事分担度合が飛び抜けて低い。日本における夫の家事分担度合は、少なくともこの20年間ほとんど変化しておらず、1996年においても平日で平均20分未満にとどまる（総務庁 1998）。もちろん、このような夫の家事分担度合の低さには、とりわけ大都市圏における勤務時間の長さも関係していると考えられるが、伝統的なジェンダー役割関係もそれを助長していると言える。

### Ⅲ. 家族政策の動向

#### 1. 低出生率への懸念と家族政策

少なくとも1970年代半ば以降について、低出生率への懸念を示し、出生率引上げの意図を明確に表明した国はフランスとルクセンブルグに限られる（United Nations 2002）。日本政府の場合、1980年代の末までは低出生率への関心が低かったが、それは日本のTFRが80年代半ば頃までは先進国中最も高いもののひとつであったからである。

日本政府は、「1.57ショック」の年、1990年に低出生率への政策対応をとり始めた（阿

藤 2002)。「健やかに子どもを産み育てるための環境づくりに関する関係省庁連絡会議」の議論を経て、1992年から育児休業法が施行され、1歳未満の子どもをもつ常用雇用者は(本人または配偶者が)1年未満の育児休業の権利をもつこととなった。1994年には、いわゆる「エンゼル・プラン」が発表され、特に1995～99年の5ヶ年間について保育サービスを拡充することが目指された。内容的には認可保育所の増設、保育所サービスの拡充(乳児保育、延長保育、一時保育、地域保育支援)、学童保育の導入、幼稚園の預り保育、ファミリー・サポート・センターの設置などである(厚生省 1998)。

1995年には、エンゼル・プランの下で育児休業取得者は休業取得前賃金の25%が補償されるようになり、休業中の社会保険料の支払いが免除されるようになった。1999年には(新たな5ヶ年計画としての)「新エンゼル・プラン」が策定され、育児休業の所得補償が40%に引き上げられ、公務員については休業期間が3年間に延長され、さらに児童手当の適用年齢が3歳未満から6歳に引き上げられた。

日本政府は、少子化に関する政策のガイドラインを1991年に最初に発表して以来、それを出生促進政策としてではなく、子育て環境の改善を目指す福祉政策と位置づけてきた。このような政府の態度は、今日の「少子化対策」が戦前における軍事政権がとった(出生促進政策を含む)人口政策と同一視されることを強く懸念しているためと考えられる。日本政府は、国連人口部が1970年代半ば以来定期的実施してきた人口政策に関するアンケート調査に対して、90年代に入ってから出生率が「低過ぎる」と答えるようになったものの、「出生率を引き上げる政策はとっていない」と答えてきた。少子化に関する日本政府のこのような見解はドイツ、イタリアと共通するものである(United Nations 2002)。国民世論は少子化に対する政府のそのようなアプローチ支持しているように思われる。1990年代に実施された全国世論調査によれば、回答者の約3分の2は、「政府は子育て環境の改善に努力すべき」という考え方を支持している(阿藤 2000a)。

前述の通り、日本政府は1990年代に入って子育て環境の改善を目指す一連の施策を徐々に強化してきたが、出生率は低下を続け、今日世界の最低水準にまで近づいている。なぜ日本の出生率は、政府の子育て環境改善努力にもかかわらず低下を続けてきたのであろうか。この問いに少なくとも部分的にでも答えるためには、日本政府がこれまで実施してきた子育て支援施策、すなわち一般的に家族政策と呼ばれるものを国際比較的に検討してみる必要がある。以下では、家族政策の主要な2つの要素、(1)仕事と家庭の両立を支援する施策と、(2)子育ての経済支援施策について順次検討してみよう。

## 2. 仕事と家庭の両立支援策

### (1) 出産・育児休暇

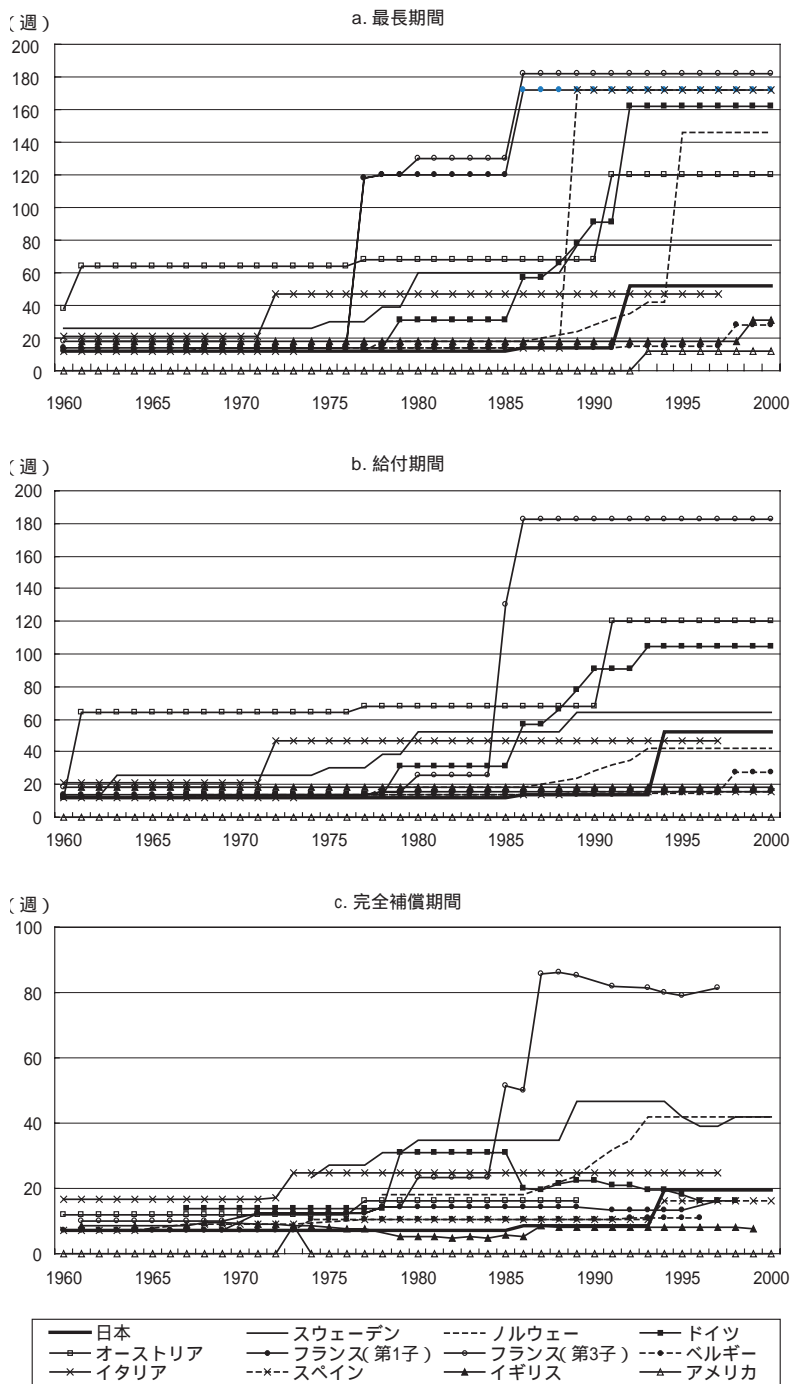
就労女性の出産時に一定期間の休暇の権利を認める出産休暇制度(maternity leave)は、米国とオーストラリアを除くすべての先進国において、少なくとも1960年までには施行されていた。今日、出産休暇の期間と金銭給付をみると先進国の間ではそれほど大きな違いはなく、約15週、出産時の賃金の約8割補償が一般的である(表1)。日本の出産休

表1 先進国の出産・育児休暇制度

	出産休暇 期間（手当）	父親休暇	育児休暇			家庭事情休暇 期間（手当）
			期間（手当）	パートタイム 勤務	その他	
日本	14週（給60%）	×	1年（給40%）	時短or フレックス		2002年より事業主 の努力義務
スウェーデン	12週（給80%）	2週（給80%）	18ヶ月（12ヶ月は 給80%、その後3 ヶ月は定額、3ヶ 月は無給）	○	4週を男性に義 務づけ（1995年 ～）	年120日（給80%）
デンマーク	18週（失給90%）	2週（失給90%）	10週（失給60%）、 その後父母各々に 52週（失給60%）		52週のうち26週 は事業主との合 意が必要	0-2歳：26週／年 3-8歳：13週／年 （給60%）
フィンランド	17.5週（給66%）	1週（給66%）	6ヶ月（20週は給 66%、その後は定 額）	○		年4日（無給）
ノルウェー	9週（給100%）	2週（無給）	3年（最初の1年 は給100%、残り は無給で父母が1 年ずつ取得可能）	○	4週を男性に義 務づけ（1993年 ～）	年10日（給100%） 第2子以降は15日
ドイツ	14週（給100%）	×	3年（定額、最後 の1年は無給、7 ヶ月以降所得制限 あり）	○		制度としてはなし 社会法典では年10 日（給80%）
オーストリア	16週（給100%）	×	36ヶ月（定額）	○		年2週（給100%）
オランダ	16週（給100%）	2日（給100%）	6ヶ月（無給）	○		年10日+2日（緊 急時）
スイス	16週	×		○		
フランス	16週（給100%）	3日（有給）	3年（第1子は無 給、第2子以降定 額）	○		年3日（無給）
ベルギー	15週（給75%） 但し1ヶ月は82 %	3日（給100%）	3ヶ月（定額）	○	この他にキャリ ア休暇（85年～） の利用が可能	
ルクセンブルグ	16週（給100%）		6ヶ月（定額）	○		年2日
イタリア	5ヶ月（給80%）	×	10ヶ月（給30%）	○	授乳時間あり	年5日
スペイン	16週（給100%） 10週は父親に譲 渡可能	2日（給100%）	3年（無給）	○		子どもの病気の初 め2日は有給
ポルトガル	6週（給100%）	5日	6～24ヶ月（無給）	○		年30日（無給）
ギリシャ	17週（給50%）	1日（有給）	父母各々に3.5ヶ 月（無給）			年6～10日（有給） +4日（学校参観）
イギリス	18週（6週は給 90%、その後は 定額）	×	13週（無給）			
アメリカ		×	12週（無給）			
オーストラリア			1年（無給）			
ニュージーランド	14週（無給）	2週（無給）	52週（無給）			
カナダ	17週（55%）		35週（55%）			

出典：阿藤誠（2000c, 2001）、松原亘子（1995）、山崎隆志（1992, 1999）。

図9 主要国の出産・育児休暇の期間と所得保障の推移



出典：USDHEW（各巻）

Central Office of Information Britain（各年），原（2000，2001），神尾（1992），  
 健康保険組合連合会編（各年），こども未来財団（2000），小島（1996，2000），松原（1995），  
 仲村・一番ヶ瀬（1999），日本労働研究機構（1996，1998），西岡（2001），労働省女性局（各年），  
 齋藤（1992），柴山（1992，1993），津谷（1996，2000），山崎（1999）

暇もまた1960年以前にスタートし、現在、14週間と先進諸国の平均に近いが、金銭給付は出産時の賃金の60%補償にとどまり、英語圏諸国を除くと先進国中最低に近い。

就労する父親または母親に育児のための休暇の権利を与える育児休業制度（parental leave）は、就労女性の増大に対応して1970年代の半ば頃から先進国間に広がってきた。出産休暇に比べると育児休業の期間ならびに所得保障には先進諸国間で大きな開きが見られ、休業期間については10週間～3年間にまたがり、所得保障については無給から100%保障までである。育児休業制度は所得保障のタイプによって、(a)所得補償型、(b)一律手当型、(c)無保障型の3つに分けられる（古橋 1993）。一般的に言って、北欧諸国は所得補償型、フランス語圏諸国とドイツ語圏諸国は一律手当型、英語圏諸国と南欧諸国は無保障型である。ただしイタリアは所得補償型であり、日本も同様である。ここで出産休暇と育児休業の両者を総合化した3つの指標によって、先進国間を比較してみよう。それは、(a)休暇の最長期間、(b)給付期間、(c)完全補償期間の3つである（Ruhm et al. 1997）。最長期間とは、法律で認められた出産・育児休暇の合計、給付期間は最長期間のうち何らかの給付が行われる期間、完全補償期間は休業期間を通して支給される給付額の合計が休業前賃金の何週分に相当するのかを計算したものであり、一律手当型の国については製造業の平均賃金（女性）をベースに計算されている。

図9によれば、出産・育児休業の最長期間、給付期間、完全補償期間のいずれも、各国で育児休業制度が導入された70年代以降に長期化する傾向にあり、それにもなつて国によるばらつきも大きくなっていることが分かる。育児休業の3タイプ別にみると、一律手当型の国では2～3年間という長い期間の休業が認められているのに対して、所得補償型の国では給付期間1年間前後に集中する傾向がみられる。また完全補償期間についてみると、北欧諸国とフランス（第3子以上の場合のみ）は40週を超えているが、他はいずれも20週前後に集中している（英語圏諸国はより低水準）。

日本についてみると、前述のとおり育児休業制度が施行されたのは1992年と遅く、近年、所得保障面で拡充の方向にあるものの完全補償期間は日本と同様の所得補償型の制度をもつ国のなかでは最低水準にある。また30人未満の企業については制度の適用が始まったのは1997年にすぎない。さらに問題なのは、厚生労働省の調査によれば実際の育児休業取得率は2002年度時点ですら64.0%にとどまることで（厚生労働省 2003）、これには非協力的な職場の雰囲気、代替要員の確保の難しさ等が関係しているとされる。

いずれの国においても、女性が仕事と子育ての両立を容易に行えるようになるには、男性の子育て支援は欠かせない。しかるに育児休業制度を導入した先進国のなかでは、男性の育児休業取得率は低水準にとどまる。それでも北欧諸国では男性の取得率は徐々に増加しており、最近では30%程度であるが、日本では0.4%にすぎない（津谷 2002；厚生労働省 2003）。

多くのヨーロッパ諸国では、出産・育児休業とからめて子育てへの男性の関わりを高めるための方策が導入された（表1）。ひとつは妻の出産時に夫に与えられる父親休暇（paternal leave）であり、11ヶ国で施行されている。期間は1日から2週間にまたがる

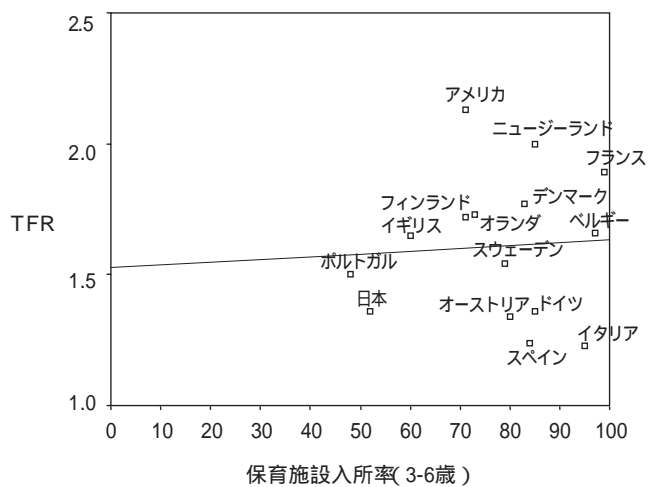
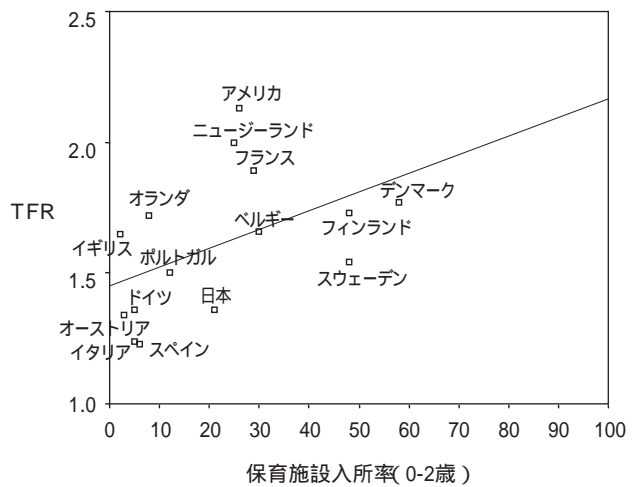
が、北欧諸国が最も長い。もうひとつは北欧諸国（ノルウェーとスウェーデン）で始まった育児休業における“パパ・クォータ制”と呼ばれるもので、育児休業全期間のうち4週間は男性しか取得できないというものである。さらに13ヶ国においては病気の子どものための看護休暇のような家庭事情休暇が設けられており、これについても北欧諸国が最も長い期間とれる。所得保障の手厚い北欧諸国は、これらすべての制度をもつのに対し、日本には今日までのところどれも存在しない。

(2) 保育サービス

共働きカップルが出産・育児休業の後、職場復帰しようとするれば、何らかの保育サービスを利用せざるをえない。それは親族（とくに祖母）の手助け、保育所、幼稚園、家庭保育、ベビーシッターなどが考えられるが、ふつう保育の政策手段として最も重要なものは、（通常子どもを1日預かる）保育所と（通常子どもを半日しか預からない）幼稚園を含む保育施設である。

先進国のなかで、政府・自治体がどの程度保育サービスの供給に関わっているかを比較するのは、データの制約があり容易ではない。ここでは、保育所か幼稚園か、公的か私的かを問わず、一般的に子ども人口の保育施設への入所率を比較する（Kammerman 2000）。図10によれば、3～6歳の子どもについての入所率を比較すると、先進国間でそれほど大きな開きはなく、ほとんどが70%を超えている。しかしながら、0～2歳の子どもの入所率については0～58%と先進国間で大きな開きがある。地域別にみると、北欧諸国とフランス語圏諸国はドイツ語圏諸国と南欧諸国よりも高い（英語圏諸国は一貫せず）。日本は0～2歳の子どもの入所率については21%で中間的であるが、3～6歳の子どもの入所率については52%と最低水準である。

図10 保育施設入所率と出生率の関係：2000年



出典：Kammerman (2000)

同じ図で保育施設入所率と出生率（TFR）の関係をみると3～6歳児ではほとんど関係がないが0～2歳児では弱いながらも正の関係がみられる。入所率そのものは、専業主婦の割合が高いほど低くなるため、入所率が保育施設へのニーズの充足率を表しているとは必ずしも言えない。しかし、このデータはとくに0～2歳児のための保育施設の少なさが低出生率を促す可能性を示唆している。

仕事と家庭の両立施策全体を地域別に比較すると、北欧諸国は出産・育児休業と保育サービスの両面において最も手厚く、フランス語圏諸国がそれに続くが、ドイツ語圏諸国、南欧諸国、英語圏諸国、日本は2つの指標のどちらでみても弱いと言える。

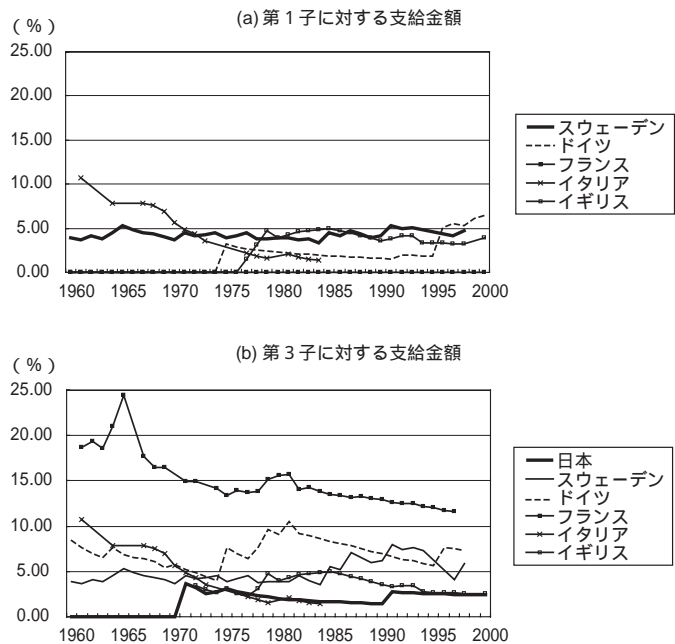
### 3. 子育ての経済支援

先進国の政府は子どものいる家族に対して何らかの金銭的支援を行っている。すべての政府は少なくとも初等・前期中等教育については財政的責任を負っている。病気の子どもの治療にかかる費用の多くは公的医療保険でカバーされる。また単親家庭（とくに母子家庭）については金銭的支援プログラムがあるのが普通である。ここでは多くの先進国に共通する2つの子育て経済支援手段、すなわち児童手当と税控除に限りて比較する（表2）。

英語圏諸国を別とすれば、すべての先進諸国は児童手当制度をもつ。この制度は、収入調査に基づく所得制限のあるものとなしものに分けられるが、前者は南欧諸国と日本、後者はその他の地域で一般的である。ほとんどの国で児童手当は0～18歳の子どもに適用され、子どもが大学に進学する場合には延長される場合が少なくない。図11は製造業の平均賃金に対する児童手当（第1子の場合と第3子の場合）の比率を示す。これによると、児童手当の水準は1975年以降ほとんどの国についてそれほど大きな変動はなく、第1子については平均賃金の5%以内、第3子については10%以内にとどまる。

ヨーロッパ諸国に比べると日本の児童手当の支給対象児童はきわめて限定的であり、1991～99年は3歳未満の児童までであ

図11 主要国の製造業平均賃金に対する児童手当の割合：1960～2000年



出典：USDHEW（各巻）  
原（2000）、健康保険組合連合会編（各年）、子ども未来財団（1999）、  
近藤（1997）、厚生省児童家庭局（1992、1994）、太田（1987）、  
津谷（1996）、田中（1999）、児童手当制度研究会（2000）

表2 先進国の児童手当制度

	実施年	支給対象児童		支給金額（月額）	所得制限
		年齢制限	子供数		
日本 (2001年)	1972	6歳未満	第1子～	第1子・第2子：5,000円 第3子以降：10,000円	あり
スウェーデン (2001年)	1947	16歳未満	第1子～	第1子・第2子：950クローナ 第3子：1,195クローナ 第4子：1,719クローナ 第5子以降：1,900クローナ	なし
デンマーク (1999年)	1952	18歳未満	第1子～	0-2歳：942クローネ 3-6歳：850クローネ 7-17歳：675クローネ	なし
フィンランド (1997年)	1948	18歳未満	第1子～	第1子：535マルク 第2子：656.7マルク 第3子：779.2マルク 第4子：900.8マルク 第5子以降：1023.3マルク	なし
ノルウェー (1999年)	1946	18歳未満	第1子～	第1子・第2子：950クローネ 第3子以降：1,091クローネ ※割増給付（3歳未満）：657クローネ	なし
ドイツ (2000年)	1954	18歳未満 (学生は27歳未満，失業者は21歳未満)	第1子～	第1子・第2子：270マルク 第3子：300マルク 第4子以降：350マルク	18歳未満：なし18歳以上：子の年収により制限あり
オーストリア (2000年)	1948	20歳未満 (職業教育期間にある場合，最長26歳)	第1子～	年齢・子供数によって異なる 第1子・満10歳以下：1,450シリング 第3子・満19歳以上：2,350シリング	なし
オランダ (1995年)	1939	18歳未満	第1子～	0-6歳未満：316.82ギルダー／3ヶ月 6-12歳未満：384.71ギルダー／3ヶ月 12-18歳未満：452.60ギルダー／3ヶ月	なし
スイス		cantonによって異なる			
フランス (2000年)	1932	20歳未満 (学生は22歳まで)	第2子～	第2子：686.55フラン 第3子以降：880.58フランの加算 ※割増給付（11-16歳未満）：193.03フラン （16歳以降）：343.28フランの加算	なしこの他，乳幼児手当，家族補足手当，養子手当等の諸手当あり
ベルギー (1992年)	1930	18歳未満 (学生は25歳まで)	第1子～	第1子：2,500フラン 第2子：4,626フラン 第3子：6,906フラン	なし
ルクセンブルグ	1947	19歳未満 (学生は27歳まで)	第1子～	第1子：5,371フラン 第2子：7,731フラン 第3子：11,357フラン 第4子以降：9,354フラン ※割増給付（6-11歳未満）：1,548フラン （12歳以降）：1,646フランの加算	なし
イタリア (1999年)	1937	18歳未満	第1子～	家族構成と所得によって異なる 両親＋子供1人：0-253,000リラ 両親＋子供2人：0-485,000リラ 両親＋子供3人：0-695,000リラ	あり自営業には従来からの家族手当（約2万リラ）が適用されている
スペイン (2000年)	1938	18歳未満	第1子～	第1子・第2子：4,000ペセタ 第3子以降：6,250ペセタ	第3子以降，所得制限あり
ポルトガル (2000年)	1942	16歳未満 (学生は24歳まで)	第1子～	年齢・子供数によって異なる 第1子・第2子：2,920-15,600エスクード 第3子以降：3,790-23,410エスクード	あり
ギリシャ (1997年)	1958	<公共部門> 18歳（学生は24歳） <民間部門> 18歳（学生は22歳）	第1子～	<公共部門> 第1子・第2子：6,000ドラクマ 第3子：16,000ドラクマ <民間部門> 収入，子供数によって異なる	なし
イギリス (2000年)	1945	16歳未満 (学生は19歳未満)	第1子～	第1子：15.00ポンド／週 第2子以降：10.00ポンド／週	なし
アメリカ					
オーストラリア	1941	16歳未満 (学生は19歳未満)	第1子～	第1子-第3子：23.70ドル／2週 第4子以降：31.50ドル／2週	あり
ニュージーランド	1926	1991年に制度廃止			
カナダ					

出典：阿藤（2000，2001），大塩（1999），USDHEW（各巻）  
児童手当制度研究会監修（2000）



り、99年以後それがようやく6歳に引き上げられた。

1998年において、20歳未満の子ども人口のうち児童手当の対象人口の割合をみると、スウェーデンは81.4%、ドイツは78.2%、イギリスは80.2%であるのに対し、日本はわずかに8.8%にすぎない。また日本の児童手当の支給水準もこの制度をもつ先進国のなかでは最低の水準にあり、2000年時点で第1子と第3子についてそれぞれ製造業の平均賃金の1%と2%にすぎない。

一方、日本ならびに英語圏諸国の国々では、子育て経済支援は主として児童手当よりも税制において行われている。そこで子育て経済支援の全体像をみるためには手当と税制による控除を合わせて議論する必要がある。

表3は各国のモデルファミリーとして平均的な片働き世帯（子ども2人、収入は製造業の平均賃金程度）をとり上げ、これについて児童手当および税控除が所得に占める割合、ならびに両者の合計を示したものである。これをみると、多くの国で平均的な子育て家庭に対する経済的支援策として児童手当が支給されていることが分かる。それに対して、日本、ドイツ、スペイン、米国、カナダは税制控除が経済支援の中心になっているものの、その控除額は他の国々の児童手当の給付額ほど大きくはない。地域別にみると、子育て支援の総額は先進国間で平均賃金の0～19%に

表3 平均的片働き世帯（子ども2人）に対する経済的支援

	社会保障	税制		総給付
	児童手当	税額控除	扶養控除	
日本	0	-	2.28	2.28
スウェーデン	8.16	-	-	8.16
デンマーク	6.67	-	-	6.67
フィンランド	9.77	-	-	9.77
ノルウェー	8.36	1.37	-	9.73
ドイツ		9.86		9.86
オーストリア	12.92	4.34	-	17.26
オランダ	7.13	0		7.13
スイス	8.22		0.07	8.30
フランス	6.02		-	6.02
ベルギー	10.21	2.58	-	12.79
ルクセンブルグ	15.02	3.98	-	19.00
イタリア	9.44	1.73	-	11.17
スペイン			3.35	3.35
ポルトガル	5.05	2.71	-	7.76
ギリシャ				0
イギリス	7.02	0	-	7.02
アメリカ	-	3.34	2.75	6.09
オーストラリア	3.13			3.13
ニュージーランド	-	0		0
カナダ	-	6.32		6.32

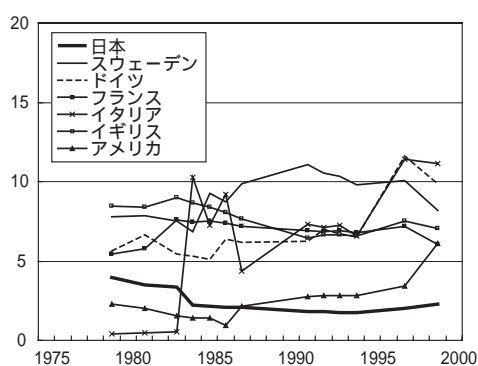
出典：OECD, Taxing Wage 1999-2000

注：-は制度自体が存在しない場合

0は所得制限により支給されない場合

空欄は不明

図12 平均的片働き世帯（子供2人）に対する子育て支援総額の平均賃金に対する割合：1979-1999年



出典：OECD, The Tax/Benefit Position of Production Workers  
OECD, Taxing Wage 1999-2000

またがり、フランス語圏諸国が最も高く、英語圏諸国、日本は最低で、他のドイツ語圏諸国、北欧諸国、南欧諸国は中間的である。

日本の子育て支援の総額は平均賃金の2.3%にとどまり、先進国中最低水準にある（日本より低いのはニュージーランドとギリシャのみである）。図12は1980年前後から今日までの子育て支援総額の平均賃金に対する比率の推移をみたものであるが、90年代に上昇傾向がみられる米国、ドイツ、イタリアとは対照的に、日本は少なくともこの20年大きな変化はなく、これらの先進国中最低水準にとどまってきたことが分かる。

#### IV. おわりに

本稿では、日本における出生率の動向、その人口学的、社会経済的背景、家族政策の動向を国際比較の視点から検討することを試みた。最後に、以上の検討結果をふまえて、日本の少子化問題に対してどのような政策提言が可能か考えてみたい。

(1) 日本における出生率低下の中心的人口学的理由は再生産年齢にある女性の未婚率の著しい上昇であり、その背後の社会経済的要因としては、女性の社会進出による職業労働と子育ての両立困難の増大が中心的要因として働いていると考えられる。仕事と子育ての両立の難しさは、伝統的な男女の役割観が持続し、男性による家事・育児への関わりがあまりにも少ない状況により悪化しているものと考えられる。このような日本の社会状況は、日本と同様の少子化状況にある南欧諸国ならびにドイツ語圏諸国とかなり共通性がみられる（西岡 2002；原 2002）。

(2) 女性の社会進出による仕事と子育ての両立困難に直面した先進諸国の多くは、両立を容易にするために（子育ての機会費用を低減させるために）出産・育児休業制度と保育サービスを含む家族政策を強化してきた。この面で相対的に強力な施策を実施してきた北欧諸国とフランス語圏諸国では、今日、相対的に女性の労働力率も出生率も高い傾向がある。

日本では育児休業制度が導入されたのは90年代に入ってからであり、その所得保障もようやく最近になって改善されてきたため、現時点で、その出生率への効果を評価するのは困難である。しかしながら各種の調査で育児休業取得の難しさが指摘され、育児休業の取得率が100%を大きく下回る現状では、政府が育児休業制度を実効性のあるものにする一段の努力が必要と考えられる。また90年代に入ってから日本政府は保育サービスの強化に努めてきたが、2002年時点でなお大都市における25,000人の待機児童の存在が指摘されており（厚生労働省 2002）、大都市圏における保育サービスの充実は緊急の政策課題である。

(3) 仕事と家庭の両立を促進するためには、旧来の男女の役割観が変化し、男性がより一層家事・育児に関わるようになることが求められている。この点、北欧諸国では男性による育児への関与を増やすための制度、すなわち出産時の父親休暇や育児休業期間中のパパ・クォータ制を導入している。このような施策が日本でも導入され男女の役割観の変化に大きな影響を及ぼすとすれば、仕事と子育ての両立はより容易なものとなるであろう。

(4) 子育ての経済支援がどの程度出生率に影響を与えるものかははっきりしない。しかしながらフランス語圏諸国を含めて相対的に出生率の高い地域は子育ての両立支援と並んで子育ての経済支援にも力を入れている。この点、日本における子育ての経済支援の水準は先進国中最低であり、しかも教育費もヨーロッパ諸国と比べて明らかに高い。したがって子育ての経済支援を強化すれば、子育ての直接費用を軽減することにつながり、ひいては出生率にプラスの影響を及ぼすことが期待される。

## 文献

- 浅見泰司・他 (1997) 「少子化現象と住居コスト」『人口問題研究』53-4, pp.15-31.
- Atoh, Makoto (1992) "The Recent Fertility Decline in Japan: Changes in Women's Roles and Status and Their Policy Implication," in Population Problems Research Council (PPRC). *The Population and Society in Postwar Japan*, PPRC-The Mainichi Shimbun pp.51-72.
- 阿藤 誠 (1996) 「親子関係からみた家族変容の行方－核家族化か個族化か」, 毎日新聞人口問題調査会編『「平等・共生」の新世紀へ－第23回全国家族計画世論調査』, pp.45-63.
- 阿藤 誠 (2000a) 「少子化対策－何が求められているか」, 毎日新聞人口問題調査会編『日本の人口－戦後50年の軌跡』, pp.153-178.
- 阿藤 誠 (2000b) 『現代人口学』日本評論社.
- 阿藤 誠 (主任研究者) (2000c) 『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(厚生科学研究費(課題番号H11-政策-008)報告書(平成11年度)).
- 阿藤 誠 (主任研究者) (2001) 『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(厚生科学研究費(課題番号H11-政策-008)報告書(平成12年度)).
- Atoh, Makoto (2001) *Why are Cohabitation and Extra-Marital Births So Few in Japan*, paper presented at the EURECO Conference on the Second Demographic Transition.
- 阿藤 誠 (2002) 「日本の家族政策」, 日本人口学会編『人口大事典』培風館, pp.924-928.
- Australian Bureau of Statistics (2002) *Year Book Australia*
- Becker, G. (1960) "An Economic Analysis of Fertility," National Bureau of Economic Research *Demographic and Economic Change in Developed Countries: A Conference of the Universities-National Bureau Committee for Economic Research*, Princeton: Princeton University Press.
- Bongaarts, John et al. (1998) "On the Quantum and Tempo of Fertility" *Population and Development Review* 24-2, pp.271-292.
- Central Office of Information (Various Years) *Britan: An Official Handbook*, Stationary Office.
- Council of Europe (2001) *Recent Demographic Developments in Europe 2001*, Strasbourg France.
- Esping-Andersen, G. (1990) *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Cambridge Polity Press.
- 古橋エツ子 (1993) 「育児・介護に対する休業保障」, 社会保障研究所編『女性と社会保障』東京大学出版会, pp.113-133.
- Gauthier, A. H. (1996) *The State and the Family: A Comparative Analysis of Family Policies in Industrialized Countries*, Oxford: Clarendon Press.
- 原 俊彦 (2000) 「ドイツ語圏諸国」阿藤誠 (主任研究者) 『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(平成11年度報告書) pp.87-224.
- 原 俊彦 (2001) 「ドイツ語圏諸国」阿藤誠 (主任研究者) 『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(平成12年度報告書) pp.57-160.
- 原 俊彦 (2002) 「ドイツ語圏諸国」, 小島宏 (主任研究者) 『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(厚生科学研究費(課題番号H11-政策-008)総合報告書(平成11年度～平成13年度)), pp.201-252.
- ILO (2001) *Yearbook of Labour Statistics 2001*, Geneva, Switzerland.
- 児童手当制度研究会監修 (2000) 『改訂 児童手当法の解説』中央法規.

- 神尾真知子 (1992) 「フランスの育児親休暇法」『季刊労働法』163号, pp.68-79.
- Kammerman, S. B. (2000) "Early Childhood Education and Care: an Overview of Developments in the OECD countries" *International Journal of Educational Research*, 33, pp.7-29.
- 経済企画庁 (1993) 『平成4年版国民生活白書—少子社会の到来, その影響と対応』.
- 健康保険組合連合会編『社会保障年鑑』各年.
- こども未来財団 (1999) 『平成10年度 諸外国の児童育成環境対策に関する現状調査事業 海外調査報告』.
- こども未来財団 (2000) 『平成11年度 諸外国の児童育成環境対策に関する現状調査事業 海外調査報告』.
- Kohler, Hans-Peter et al. (2002) "The Emergence of lowest-low fertility in Europe during the 1990s" *Population and Development Review*, 28-4, pp.641-681.
- 小島 宏 (1996) 「フランスの出生・家族政策とその効果」阿藤誠編著『先進諸国の人口問題—少子化と家族政策』東大出版会 pp.157-194.
- 小島 宏 (2000) 「フランス語圏諸国」阿藤誠 (主任研究者) 『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(平成11年度報告書) pp.225-330.
- 小島 宏 (主任研究者) (2002) 『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(厚生科学研究費 (課題番号H11-政策-008) 総合報告書 (平成11年度~平成13年度)).
- 国立社会保障・人口問題研究所 (1998) 『第11回出生動向基本調査 (結婚と出産に関する全国調査) —第I 報告書— 日本人の結婚と出産』(調査研究報告資料第13号).
- 国立社会保障・人口問題研究所 (1999) 『第11回出生動向基本調査 (独身青年層の結婚観と子供観)』.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2002a) 『日本の将来推計人口—平成13 (2001) 年~62年 (2050) 年—附: 参考推計平成63 (2051) ~112 (2100) 年平成14年1月推計』(研究資料第303号).
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2002b) 『人口統計資料集2001/2002』(研究資料第302号).
- 近藤 功 (1997) 『社会保障五十年』講談社出版サービスセンター.
- 厚生労働省 (2002) 「少子化対策プラスワン—少子化対策の一層の充実に関する提案」(平成14年9月20日).
- 厚生労働省 (2003) 『「平成14年度女性雇用管理基本調査」結果概要』.
- 厚生省 (1998) 『平成10年版厚生白書 少子社会を考える—子供を産み育てることに夢をもてる社会を』.
- 厚生省児童家庭局監修 (1992) 『児童手当法の解説』中央法規出版.
- 厚生省児童家庭局育成環境課監修 (1994) 『児童手当法改正の解説』厚生広報研究会.
- 厚生省人口問題研究所 (1993) 『第10回出生動向基本調査 (結婚と出産に関する全国調査) —第I 報告書— 日本人の結婚と出産』(調査研究報告資料第7号).
- Leibenstein, Harvey (1957) *Economic Backwardness and Economic Growth: Studies in the Theory of Economic Development*, New York: John Wiley & Sons.
- Lesthaeghe, Ron et al. (2000) "Recent Trends in Fertility and Household Formation in the Industrialized World," 『人口問題研究』56-3, pp.1-23.
- 毎日新聞人口問題調査会編 (2000) 『日本の人口—戦後50年の軌跡』.
- 松原亘子 (1995) 『詳説 育児・介護休業法』労務行政研究所.
- 仲村優一・一番ヶ瀬康子 (1999) 『世界の社会福祉5 フランス・イタリア』旬報社.
- 日本労働研究機構編 (1996) 『育児休業制度等が雇用管理・就業行動に及ぼす影響に関する調査研究』(調査研究報告書No.83), pp.125-140.
- 日本労働研究機構編 (1998.) 『諸外国における男性の育児参加に関する調査研究』(資料シリーズNo.81), pp.87-161.
- 西岡八郎 (2001) 「南欧諸国」阿藤誠 (主任研究者) 『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(平成12年度報告書) pp.407-514.
- 西岡八郎 (2002) 「南欧諸国」, 小島宏 (主任研究者) 『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(厚生科学研究費 (課題番号H11-政策-008) 総合報告書 (平成11年度~平成13年度)), pp.293-428.
- Office for National Statistics (2002) *Population Trends*, No.107 Spring.
- 小川直宏 (1996) 「少子社会における未婚女性の結婚観とキャリア志向」, 毎日新聞社人口問題調査会 『「平等・共生」の新世紀へ—第23回全国家族計画世論調査』, pp.87-10.
- 大塩まゆみ (1999) 「児童手当の国際比較」『海外社会保障研究』No.127, pp.38-48.
- 太田義武 (1987) 「社会手当」, 社会保障研究所 『スウェーデンの社会保障』東京大学出版会, pp.10-12.

労働省女性局（各年）『働く女性の実情』。

Ruhm, C. J. et al. (1997) "Parental Leave Policies in Europe and North America" (NBER Working Paper No.w5065), Cambridge MA: National Bureau of Economic Research in Blau, F.D. and Ehrenberg, R.G. (ed.) *Gender and Family Issues in the Workplace*, New York: Russell Sage Foundation.

齋藤純子（1992）「オーストリア／育児休暇制度の実態と問題点」『日本労働研究雑誌』396号，pp.62-64.

柴山恵美子（1992）「EC とイタリアの制度－両親育児休暇と90年代の保育－」『季刊労働法』163号，pp.89-87.

柴山恵美子（1993）『少子化社会と男女平等－欧州5ヶ国にみる現状と課題』社会評論社.

総務庁統計局（1998）『社会生活基本調査報告 平成8年 第1巻全国生活時間編』.

Statistique Canada (Various Years) *Canada Year Book*.

田中耕太郎（1999）「家族手当」古瀬徹・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障4 ドイツ』，東京大学出版会，pp.131-149.

津谷典子（1996）「スウェーデンにおける出生率変化と家族政策」，阿藤誠編『先進諸国の人口問題』東京大学出版会，pp.49-82.

津谷典子（2000）「北欧諸国」阿藤誠（主任研究者）『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』（平成11年度報告書）pp.331-402.

津谷典子（2002）「北欧諸国」，小島宏（主任研究者）『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』（厚生科学研究費（課題番号H11-政策-008）総合報告書（平成11年度～平成13年度）），pp.99-200.

United Nations (2002) *National Population Policies 2001* (ST/ESA/SER.A/211), New York.

U.S. Department of Health Education and Welfare (USDHEW) (Various years) *Social Security Programs Throughout the World*, Washington DC: U.S. Government Printing Office.

U.S. Department of Health and Human Services (DHHS) (2002) "Births: Final Data for 2000" *National Vital Statistics Report*, 50-5, pp.1-104.

山崎隆志（1992）「諸外国の親休暇（育児休暇）制度の概要」『季刊労働法』163号，pp.53-79.

山崎隆志（1999）「諸外国における親休暇（育児休暇）の現状－欧州諸国を中心に」『レファレンス』577号，pp.53-79.

八代尚宏（1998）「少子化の経済的要因とその対応」『人口問題研究』54-1，pp.63-76.

## Below-Replacement Fertility and Family Policy in Japan in an International Comparative Perspective

Makoto ATOH & Mayuko AKACHI

The authors aimed at deriving suggestive measures to cope with low fertility, from the comparative analyses of fertility and family policies among developed countries. Fertility in Japan has declined far below replacement level since the middle of the 1970s and its major cause has been the increasing difficulties of balancing occupational work and childcare, due to women's emancipation, which have been aggravated by the persistent traditional gender role relationships. Such Japanese fertility situation is much more similar to that in Southern European countries and German-speaking countries than that in Northern European countries, French-speaking countries and English-speaking countries.

As for family policies for these country groups, Northern European countries and French-speaking countries are more or less common in having implemented relatively strong measures for balancing work and childcare as well as for supporting childcare economically, while Southern European countries are weak in both measures and German-speaking countries are weak in measures for balancing work and childcare. Although family policies in English-speaking countries are as weak as those in Southern European countries, they have come to be "family-friendly societies" through the development of childcare market and flexible job market and changing gender role relationships. Japanese Government has strengthened since 1990, the year of "1.57", measures for balancing work and childcare but their extent and levels are still insufficient if compared with Northern European countries and French-speaking countries and measures for supporting childcare financially are among the weakest in developed countries. Therefore strengthening family policies in these two aspects would be conducive to the rise in fertility in Japan.